

管 第 6 4 号
建 技 第 1 2 2 号
令 和 3 年 7 月 1 日

一般社団法人 富山県建設業協会 会長 殿

富山県土木部長

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者
及び監理技術者補佐の取扱いに関する運用について（参考送付）

このことにつきまして、富山県土木部では別紙のとおり運用することとしましたので
参考までに送付します。つきましては、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願
います。

（事務担当：建設技術企画課技術指導係）

部内各所属長 殿

土 木 部 長

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者
及び監理技術者補佐の取扱いに関する運用について

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置については、「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）（国不建第176号、令和2年9月30日）」により、特例監理技術者を配置した場合の留意事項について、「公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。」とされており、富山県土木部発注工事における特例監理技術者の工事現場の範囲については、下記のとおり運用することとしたので通知する。

記

- 1 次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。
 - (1) 予定価格が1億円未満の工事であること。
 - (2) 兼務する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事を含め2件までであること。
 - (3) 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
 - (4) 兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。
範囲については、工事現場が同一の土木センター、事務所管内であること。
 - (5) 低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事でないこと。

- 2 施工体制上の留意点
現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3 入札公告等について

工事の入札公告・特記仕様書等の記載例については、別紙を参考にされたい。

4 本通知の取り扱い

本取扱いについては、令和3年8月15日以降に適用する。

(事務担当)

管理課 入札・契約係

建設技術企画課 技術指導係

発注における入札公告等

入札公告・特記仕様書等の記載例については、以下のとおりとする。また、兼務の要件を満たす入札契約手続き中及び稼働中の工事については次のとおりで対応されたい。

- ・入札手続き中の工事については、契約後に、兼務の申し出があった時点で、「2. 兼務を認める工事の場合」の特記仕様書記載例の内容を変更契約の特記仕様書で追加。
- ・稼働中の工事については、兼務の申し出があった時点で、「2. 兼務を認める工事の場合」の特記仕様書記載例の内容を変更契約の特記仕様書で追加。

なお、受注者が特例監理技術者の配置を希望する場合は、本運用に基づき、工事打合簿により協議を行うものとする。

1. 兼務を認めない工事の場合

【入札公告】

- 競争参加資格
 - (○) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。
 -) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

【特記仕様書】

- 第〇条 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置
- 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

2. 兼務を認める工事の場合

【入札公告】

- 競争参加資格
 - (○) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。
 -) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める工事である。

【特記仕様書】

- 第〇条 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置
1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監

理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

- (2) 監理技術者補佐は、1級土木施工管理技士補及び1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇土木センター〇〇土木事務所管内の工事でなければならない。
 - (6) 特例監理技術者が兼務できる工事は、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事以外の工事でなければならない。
 - (7) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (8) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (9) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項(1)～(9)の事項について確認できる書類を提出すること。
 3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

会社名 _____

特例監理技術者配置に関する事項

<input type="checkbox"/>	建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐するもの(監理技術者補佐)を専任で配置する。
<input type="checkbox"/>	同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者が兼務できる工事は、○○土木センター○○土木事務所管内の工事でなければならない。
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者が兼務できる工事は24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事以外の工事でなければならない。

確認した項目に■を記載すること

- 注) 1. 本資料は、技術資料提出時点において特例監理技術者の配置を予定しない場合は提出する必要はない。
2. 競争参加資格確認時には、本資料による確認のみとするが、要件を確認するための資料は、落札決定後、2日(土日、休日を除く)以内に提出すること。なお、落札決定後の要件確認において、本資料の記載内容と齟齬があった場合は、落札決定の取り消しや指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(参考様式)

(用紙A4)

特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件確認

会社名 _____

1. 特例監理技術者を配置する他工事（契約済み工事及び落札決定済み工事について記載）

工事名称	〇〇〇〇〇〇〇工事
発注機関名	〇〇土木センター〇〇土木事務所
施工場所	(都道府縣市町村名) 富山県〇〇市〇〇地先
契約金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事内容	道路路線名〇〇〇〇〇 路体盛土工〇〇〇m ³
CORINS登録の有無	有（建設業許可番号+CORINS登録番号）000000000-0000-00000 ・ 無

2. 配置予定の監理技術者補佐に関する事項

配置予定監理技術者補佐 氏名	(フリガナ) 〇〇 〇〇 【技術者ID(注2) : _____】	
法令による資格・免許	一級土木施工管理技士などの資格名称（取得年月及び登録番号） ※) 証明書類の写しを添付（注3）	
他工事の 提出時における 従事状況等	工事名	〇〇〇〇〇〇〇工事
	発注機関	〇〇土木センター〇〇土木事務所
	工期	〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月（注4）
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者
	工事と重複する場合の対応措置	
CORINS登録の有無	有（建設業許可番号+CORINS登録番号(注2)）000000000-0000-00000 ・ 無	

- 注) 1. 落札者は、落札決定後2日（土日、休日を除く）以内に、本資料を提出すること。
2. CORINSの技術者ID・工事の登録番号を有する場合は、その番号を記載すること。
3. 一級土木施工管理技士等の資格を証明する写しは、合格証明書が発行されるまでの期間については、合格通知書の写しで足りるものとする。ただし、当該資料の提出日が合格通知書の通知日から180日を超える場合は、これを認めない。
4. 『本工事の監理技術者補佐の専任期間（なお、余裕期間を設定した工事においては、契約締結日から工事の始期までの期間は、監理技術者補佐を設置することを要しない。）』と『施工中の他の工事の専任期間』が重複していないこと。